

No. 116号

令和元年9月19日

暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

「第28回暴力追放岐阜県民大会」の開催結果

第28回暴力追放岐阜県民大会は、岐阜県警察と当センターとの共催により、8月29日（木）、羽島市内の不二羽島文化センターで開催しました。

大会は、第1部の式典に続き、第2部は、民暴弁護士による暴排寸劇、第3部では毎回好評を得ております岐阜県警察音楽隊による演奏会が行われました。

ご来賓の水野正敏県議会副議長、八澤健三郎検事正はじめ賛助会員の皆様や、県内市町村関係者、企業・事業所等から多くの県民の皆様約800名のご参加をいただき盛大に開催することができました。

また、大会運営には恒例になっております、朝日大学のボランティア組織「めぐる」から、6名の学生に参加していただきました。

ここに厚くお礼を申し上げます。



第1部 表彰・式典

おめでとうございます

～ 今大会で受賞された皆様 ～

1 岐阜県知事・警察本部長連名表彰

- 岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業暴力団等排除協議会 様
- 市川博一 様 (柳ヶ瀬地区暴力追放推進協議会会長)

- 高森正明 様 (岐阜駅北地区暴力団排除推進協議会顧問)
- 関谷好一 様 (前岐阜県信用保証協会常務理事)

- 大瀧英嗣 様 (ハビックス株式会社)
- 安田和広 様 (弁護士)

2 センター理事長感謝状

- 今井建設株式会社 様
- 株式会社神谷匠鉢製造所 様

- 株式会社岐阜東自動車学校 様
- マルミインダストリィ有限公司 様

- ヤマカ株式会社 様
- ヨツハシ株式会社 様

- 木方多加志 様
- 杉原克昌 様

- 羽柴元裕 様
- 服部光夫 様

第2部 民暴弁護士有志による暴排寸劇

第2部では、民事介入暴力被害者救済センターの弁護士有志による

○『ストップ!みかじめ、NO!不当要求』

と題した寸劇が披露されました。

内容は

①みかじめ料の支払いを止めた店

飲食店を経営している老店主が娘に店を譲る際、娘から店が長年支払い続けていたみかじめ料の支払いを拒否するよう説得され、弁護士に相談して実行するというもの。

②不当要求を断ったおじいさん

知人からカラオケ仲間のおばあさんとの仲を不倫関係と因縁を付けられ、口止め料を支払っていたおじいさんが、弁護士に相談して支払いを拒否するに至った例。

を熱演していただきました。

出演者は

○ ナレーター

古田竹中法律事務所 竹中雅史 弁護士

○ ①の暴力団の親分役

ティアレ法律事務所 芝 英則 弁護士

○ 脚本+②の口止め料を取っていた男役

端元法律事務所 市橋 優一 弁護士

○ ①②弁護士役

小出水野法律事務所 安田 和広 弁護士

○ ①②おじいさん役

堀田暁之法律事務所 堀田 暁之 弁護士

○ ①娘、②女性役

尾藤法律事務所 森 雅大 弁護士

と、

○ ①暴力団組員役

岐阜県警察本部 組織犯罪対策課 竹市 真治 巡查長

が友情出演しました。

みなさん、忙しい仕事の合間に厳しい稽古を重ねて大会に臨まれたかいあり、素晴らしい演技で出席者からもわかりやすかったと高評価でした。



第3部 岐阜県警察音楽隊演奏会

県民大会名物となっております、県警音楽隊による演奏会が行われ、NHK大河ドラマの「いだてん」など今話題の曲や、皆さんが聞き覚えのある親しみやすい曲が演奏され、観客を和ませていました。



暴力団離脱者社会復帰支援協議会の開催

- 令和元年9月5日 岐阜県警察本部にて、「令和元年度岐阜県暴力団離脱者社会復帰支援協議会」が開催されました。
同協議会は暴力団の社会復帰を目的として、当センターが事務局となり、平成5年に設立したもので、警察・刑務所・保護観察所・職業安定所・保護司会・協賛企業等で構成されており、毎年協議会を開催しているものです。
- 協議会では、県警の組対課から、最近の暴力団情勢、当センターから就職支援の全国ネットワークである「広域協定」の現状について説明がありました。
- 今回、実際に元暴力団組員を雇用されている企業に参加をいただき、雇用側の立場から「銀行口座開設の困難性」についてその窮状を訴えられ、社会復帰支援の問題について一石を投げられました。
- 暴力団員の社会復帰支援は、離脱者本人や、受け入れ側にも多くの問題を抱えていますが、今後も暴力団員の減少は続くと予想され、それに伴い需要は更に増大すると思いますので、地道でも問題を一つ一つ解決していく必要があると感じました。
- 暴力団を離脱した者を受け入れていただける企業を募集しています。
受け入れ企業として、ご協力願える事業所があれば、当センターにご連絡いただきたいと思います。

エセ右翼

最近では右翼の街宣活動をあまりみかけなくなりましたが、現職時代、この右翼活動を仮装した「エセ右翼」による企業恐喝事件が多発し、何件かの事件に携わりました。

彼等はいろいろな手段で企業の落ち度、違法行為、社員のスキャンダル等の情報を入手し、それをネタに「不正を糾弾する」と称して毎日のように会社や役員、当事者等の周りを街宣して困らせ、あげく金員を脅し取っていました。

不正追及のネタは、会社の不正経理、脱税問題、パワハラ、セクハラ、社内での窃盗や不正行為、不倫ネタ、何でもあります。

大型バスやジープを改造した街宣車を繰り出して大音量で街宣を行い、とにかく「不正追及」を執拗に繰り返します。

会社側はその間、従業員は浮ついて仕事になりませんし、近所迷惑、当然会

社の不祥事が付近住民や取引先等に知れ渡ることになりますので、会社の信用も落ちてしまいます。

目的は金ということはわかっていますので、金額を聞きますが、相手側は「金ではない」と答えます。

警察も金銭要求等がなければ、恐喝罪適用は難しく、他の明確な違法行為がないかぎり、即取締りは困難です。

会社側は「読むより悟れ」で、ある程度の金額を提示し、提示額が低いと「金目的ではない」という返事となり、相手側が満足する額であれば、「以後こういうことのないように」ということで街宣が止まります。

日本国憲法には「思想の自由」や「表現の自由」があつて、右翼思想や街頭宣伝活動には、なかなか制約がかけられないことをいいことに、このようなことが繰り返されていました。

当時は反社に対する利益供与があまり問題化されていない時代で、裏で金で解決するということもありましたので、横行していたわけです。

現在では反社に対して利益供与すること自体が社会的に許されないことですし、このような事案には、すぐに弁護士（特に民暴弁護士）が街宣禁止の仮処分申請をしますので、ほとんどこうした形式の恐喝事案はなくなりました。

ところで、あの大型の街宣車ですが、大勢乗っているような感じを受けますね。

バスの横や後部の窓を黒くしていますので中の様子が分かりませんが、実際に乗車しているのは1台に1～2人です。マイクロバス程度のものも同じです。

運転手と街宣文を読む者の2人、運転手一人だけというのもよくあります。

本当なら軽四トラックで十分なのですが、それでは威嚇になりませんので、わざわざ大きなバスを用意するのです。

メンバーは、借金で追われどうしようもなくなった者、事業に失敗した者、ヤクザになりきれない者、暴走族上がりで目立つことがしたい者等いろいろおりましたが、基本的に右翼思想を堅持しているという者は1人もおりませんでした。

戦闘服に身を包み、会社や役所に乗り込んで自らの主張を大声で怒鳴ったりしていましたが、検挙して自供後に「いい年をしてあんな格好で恥ずかしくなかったか」と尋ねたところ、やはり恥ずかしかったと本音を漏らしていました。

彼等が会社等の不正やスキャンダルを入手していたのは、会社の従業員や元従業員からです。

女性職員が、恋愛関係にある彼氏に会社内の問題を愚痴ったことが、廻って彼等の耳に入ってしまったケースもありました。

役所や企業に対して強い反感を持つ者やクレーマーは元職員、従業員の場
合がかなり多いです。

また、コンビニや、ファーストフード店でアルバイト店員がふざけて、不適
切な写真を「SNS」に投稿して一時大変な問題になっていましたが、ネット
上では一度拡散してしまうと収拾がつかない状態となってしまいます。

外部からの対策はもちろんですが、「内部統制」は企業、事業所において今後
も大きな課題であると思います。

責任者講習

令和元年度の責任者講習は、下記の予定で開催します。

○ 9月26日(木)	岐阜講習	岐阜産業会館	午後1時30分
○ 10月1日(火)	西濃講習	大垣市民会館	午後1時30分
○ 10月28日(月)	中濃講習	J Aめぐみの本店	午後1時30分
○ 11月5日(火)	岐阜講習	岐阜産業会館	午後1時30分
○ 11月11日(月)	飛騨講習	飛騨世界文化センター	午後1時30分
○ 11月19日(火)	西濃講習	大垣市民会館	午後1時30分
○ 12月9日(月)	中濃講習	J Aめぐみの本店	午後1時30分
○ 12月19日(木)	東濃講習	セラトピア土岐	午後1時30分
○ 1月17日(金)	岐阜講習	岐阜産業会館	午後1時30分
○ 1月28日(火)	西濃講習	大垣市民会館	午後1時30分
○ 2月6日(木)	岐阜講習	岐阜産業会館	午後1時30分

参加ご希望の方はお電話ください。

058) 277-1613 直井

お知らせコーナー

★ 暴排ビデオの貸し出し (無償)

No.	タイトル	内 容	上映時間
1	暴力団排除 絶対に負けません	反社による企業に対する嫌がらせによる不当要求対策をマニュアル化、対応要領を解説	39分 DVD
2	暴力団がやってきた 暴力団による不当要求等の実態と対応要領	暴力団と偽った暴力団事務所の開設、建築現場への下請け参入、みかじめ料の要求の3つの不当要求を暴力団側からの視点で描く	36分 DVD
3	不当要求の見極めポイントと実戦的対応テクニック	苦情、不当要求の見極めポイント、不当要求を見極めるための事実確認のポイントを解説	40分 DVD
4	不当要求・クレームへの初期対応 「効果的な'必殺'ワードと対策ポイント」	暴力団等からの電話、インターネット、面接による不当要求への対応要領を弁護士が解説	43分 DVD
5	決断の刻	ゼネコンの下請け工務店が、暴力団と関係のある建設会社から不当要求を受け、警察と相談しながら関係を遮断していく。	35分 DVD
6	暴排のシナリオ ～ヤツらがあなたを狙っている!～	機関紙購読、寄付金、物品購入、工事下請け参入要求等に対する対応要領	93分 DVD
7	あなたはひとりじゃない	暴力団との関係遮断に向けた対応と地域の総力を結集した暴排の効果的対応	35分 DVD
8	事前の備えこそ最大の防御! ～巧妙化する反社会的勢力の罠～	暴力団等からの不当要求対応要領を解説 ・悪質クレマー ・ネット悪用の不当要求 ・「暴排条例のない契約書のリスク」	46分 DVD
9	あなたならどうする? その「ひと言」が分かれ道	ささいな手際につけ込む不当要求への実戦的対応要領。アクセサリ破損で怪我をしたというクレームからの不当要求など3事例	53分 DVD
10	不当要求の手口と対応 ～迷惑電話&クレマー編～	執拗な迷惑電話とその手口、クレマーの種別とその対決	56分 DVD

ご希望の方はお電話ください。

058) 277-1613 直井